

## 港湾施設広告掲出実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山口県が管理する港湾施設の建物内部への広告掲出について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

### (広告掲出の場所、規格等)

第3条 広告を掲出する場所、規格、種類、数量及び位置は、次のとおりとする。

場所	規格	種類	数量	位置
柳井港ポートビル内 待合所壁面	B 1 版縦以内 (縦 1030mm×横 728mm)	ポスター	3 枠	県が指定 する位置

### (広告掲出の申込み)

第4条 広告の掲出を希望する者は、港湾施設内広告掲出申込書（様式1）により、県が指定する日までに広告の掲出を申し込むものとする。

### (広告料)

第5条 要綱第5条に規定する広告料の基準となる額は、広告料の募集最低価格として別に定め、募集の際に提示する。

### (募集)

第6条 広告を掲出できる者（以下「広告主」という。）は、公募により募集する。

### (決定)

第7条 県は、第4条の規定による申込みがあったときは、要綱及び基準に基づき、申込者及び申込みの内容について審査し、広告主を決定する。

2 県は、前項の決定を行ったときは、港湾施設内広告主選定（選定結果）通知書（様式2）により申込者に通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により決定した広告主が、第9条に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

### (港湾施設の使用の許可)

第8条 前条第1項により決定された広告主は、広告を掲出するに当たって、山口県港湾施設管理条例（昭和31年山口県条例第13号）第7条第1項の規定による使用の許可を受けなければならない。

(契約の締結)

第9条 県は、前条に規定する許可を受けた広告主と、港湾施設内への広告掲出に関する契約書(様式3)により契約を締結するものとする。

(広告内容等の審査及び修正)

第10条 広告主は、港湾施設内広告掲出承認願(様式4)に掲出しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を添えて、県が別に定める日までに提出し、広告掲出の可否について県の審査を受けるものとする。

2 県は、広告内容等の審査の後、広告掲出の可否についての結果を港湾施設内広告掲出承認(不承認)通知書(様式5)により広告主に通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出された広告の内容等が、要綱及び基準に反すると判断したときは、広告主に対し、広告の内容等の修正を指示するものとする。なお、広告が掲出中であっても同様とする。

4 広告主は、正当な事由がある場合以外は、前項の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第11条 県は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

(1) 県が指定する期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合

(2) 第8条に規定する許可が取り消された場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲出を継続することが適当でないと県が判断した場合

(広告料の還付)

第12条 収納した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月21日から施行する。

(様式1)

港湾施設内広告掲出申込書

令和 年 月 日

山口県知事 様

申込者 郵便番号  
住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(担当者部署・氏名 )  
(電話 局 番)

広告の掲出について下記のとおり申し込みます。

記

- 1 掲出施設及び場所
- 2 広告の規格
- 3 広告掲出の申込枠数  
枠
- 4 広告掲出の申込額 ※2枠以上の申込みで申込額が異なる場合は個別に記入してください。  
円/枠 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 5 広告掲出の申込期間 ※2枠以上の申込みで申込期間が異なる場合は個別に記入してください。  
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで か月間
- 6 その他  
広告の掲出に当たっては、山口県広告取扱要綱、山口県広告掲載基準及び港湾施設広告掲出実施要領を遵守します。また、県税に滞納がないことを誓約します。

添付資料

- 1 申込者の業種及び事業内容が分かるもの (会社概要、パンフレット等)
- 2 広告原稿案

※ 掲出する広告原稿については、広告主決定後に提出していただきますが、広告掲出にふさわしくない場合には、内容の変更をお願いすることがあります。

(様式2)

令和 年( 第 号  
年) 月 日

様

山口県 土木建築事務所長  
(港湾管理事務所長)

港湾施設内広告主選定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありました への広告の掲出について、  
あなたを広告主として決定しましたのでお知らせします。

つきましては、港湾施設広告掲出実施要領第10条に基づき、港湾施設内広告掲出承認  
願及び広告の内容等が明らかとなる資料(広告原稿3部)を、別に指定する日までに提出  
してください。

(様式2)

令和 年( 年) 月 日  
第 号

様

山口県 土木建築事務所長  
(港湾管理事務所長)

港湾施設内広告主選定結果通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありました への広告の掲出について、  
あなたは、広告主を選定されませんでしたのでお知らせします。

(理由)

(様式3)

## 港湾施設内への広告掲出に関する契約書

山口県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が管理する港湾施設の建物内部に乙が作成した広告を掲出することについて、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、を広告掲出面として提供し、乙に広告を掲出させるものとする。

2 乙は、この契約のほか、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）、山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）及び港湾施設広告掲出実施要領（以下「要領」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告の掲出を行わなければならない。

(広告掲出物件の用途)

第2条 乙は、前条に規定する広告掲出面を広告掲出のみに利用し、その他の用途に使用してはならない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は承継させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

(広告掲出期間)

第4条 広告掲出の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約金額)

第5条 契約金額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 乙は、広告料として前項の金額を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入しなければならない。

(甲の解除権)

第6条 甲は、必要があると認めるとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 指定期日までに広告料が納入されないとき。

(2) 山口県港湾施設管理条例（昭和31年山口県条例第13号）第7条第1項の規定による使用の許可が取り消されたとき。

(3) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により甲が損害を受けた場合には、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(広告内容の責任)

第7条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反しないこと及びいかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。

2 甲が乙の作成した広告を掲出したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(広告の作成等)

第8条 広告は、乙の責任及び負担で作成する。

2 乙は、作成した広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を受けなければ、掲出してはならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の掲出及び撤去等)

第9条 広告の掲出及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項の掲出及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

(広告の維持管理)

第10条 掲出中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告内容等の変更)

第11条 乙は、掲出中の広告の内容等を変更することができる。ただし、1箇月単位とする。

2 前項の場合においては、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「掲出」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

第12条 甲は、掲出中の広告の内容等が、要綱及び基準等の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して、当該広告の内容等の修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

3 乙は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

(遵守事項)

第14条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、要綱、基準及び要領の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議して定める。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山口県  
山口県 土木建築事務所長  
(港湾管理事務所長)

乙

(様式4)

港湾施設内広告掲出承認願

令和 年 月 日

山口県知事 様

申込者 郵便番号  
住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(担当者部署・氏名 )  
(電話 局 番)

下記のとおり、広告の掲出をしたいので承認をお願いします。

記

掲出施設及び場所	
申込期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
広告の大きさ	
広告の内容	別添のとおり

(様式5)

令和 年( 第 号  
年) 月 日

様

山口県知事

港湾施設内広告掲出承認通知書

令和 年 月 日付けで承認願のありました広告の掲出について、下記のとおり承認しましたのでお知らせします。

記

- 1 掲出施設及び場所
- 2 掲出期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 広告内容  
承認願のとおり
- 4 その他  
広告の掲出に係る手続については、担当職員の指示に従ってください。

(様式5)

令和 年( 第 号  
年) 月 日

様

山口県知事

港湾施設内広告掲出不承認通知書

令和 年 月 日付けで承認願のありました広告の掲出について、下記の理由により不承認としましたので内容を修正してください。

記

- 1 掲出施設及び場所
- 2 広告内容  
承認願のとおり
- 3 掲出できない理由